【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年６月27日
【会社名】	日本たばこ産業株式会社
【英訳名】	JAPAN TOBACCO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　小泉 光臣
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目２番１号
【電話番号】	０３（３５８２）３１１１（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コミュニケーション責任者　田中 泰行
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目２番１号
【電話番号】	０３（３５８２）３１１１（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コミュニケーション責任者　田中 泰行
【縦覧に供する場所】	日本たばこ産業株式会社 埼玉支店 （さいたま市大宮区下町一丁目55番１号） 日本たばこ産業株式会社 横浜支店 （横浜市神奈川区金港町３番地１） 日本たばこ産業株式会社 名古屋支店 （名古屋市中区伊勢山二丁目12番１号） 日本たばこ産業株式会社 大阪支店 （大阪市北区大淀南一丁目５番10号） 日本たばこ産業株式会社 神戸支店 （神戸市中央区中山手通三丁目７番23号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号）

1【提出理由】

平成24年６月22日開催の当社第27回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき提出するものです。

2【報告内容】

イ．当該株主総会が開催された年月日

平成24年６月22日

ロ．当該決議事項の内容

＜会社提案（第１号議案から第４号議案まで）＞

第１号議案 剰余金の処分の件

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき 金6,000円　　総額 57,128,844,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年６月25日

第２号議案 定款一部変更の件

単元未満株式の権利についての規定及び単元未満株式の売渡請求に対応するための規定について新設するものであります。

第３号議案 取締役９名選任の件

取締役として、木村宏、小泉光臣、新貝康司、大久保憲朗、佐伯明、宮崎秀樹、岩井睦雄を、社外取締役として岡素之、幸田真音を選任するものです。

第４号議案 監査役１名選任の件

監査役として、中村太を選任するものです。

＜株主提案（第５号議案から第８号議案まで）＞

第５号議案 剰余金の配当の件

第27期の期末剰余金の配当として、当社普通株式１株当たり金20,000円を配当するものです。

第６号議案 自己株式の取得の件

当社第27回定時株主総会終結の時から１年以内に当社普通株式を、株式総数1,600,000株、取得価額の総額800,000,000,000円を限度として、金銭の交付を持って取得することとするものです。

第７号議案 定款一部変更の件

株主総会において、自己株式の消却について決議することができる旨の規定を新設するものです。

第８号議案 自己株式の消却の件

第７号議案の可決を前提に、当社が保有する全ての自己株式を消却するものです。

ハ．当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

＜会社提案（第１号議案から第４号議案まで）＞

決議事項	賛成数	反対数	棄権数	賛成率	決議結果
第１号議案	7,213,552	962,483	153,044	84%	可決
第２号議案	8,265,177	87,587	153,081	97%	可決
第３号議案					
木村 宏	8,287,686	65,089	153,044	97%	可決
小泉 光臣	8,299,329	53,446	153,044	97%	可決
新貝 康司	8,312,102	34,948	158,769	97%	可決
大久保 憲朗	8,299,183	47,867	158,769	97%	可決
佐伯 明	8,298,292	48,758	158,769	97%	可決
宮崎 秀樹	8,290,719	56,331	158,769	97%	可決
岩井 睦雄	8,304,206	42,844	158,769	97%	可決
岡 素之	8,343,764	15,246	146,809	98%	可決
幸田 真音	8,344,193	14,817	146,809	98%	可決
第４号議案					
中村 太	8,288,016	71,016	146,809	97%	可決

＜株主提案（第５号議案から第８号議案まで）＞

決議事項	賛成数	反対数	棄権数	反対率	決議結果
第５号議案	1,090,480	7,157,620	18,886	84%	否決
第６号議案	1,358,713	7,121,769	25,145	83%	否決
第７号議案	1,367,523	7,126,819	11,313	83%	否決
第８号議案	―	―	―	―	―

（注）１．各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第１号議案、第５号議案、第６号議案及び第８号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。

第２号議案及び第７号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成です。

第３号議案及び第４号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

２．賛成率は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の数8,505,904個に対する、事前行使した株主及び当日出席の株主から各議案の賛否に関して賛成を確認した議決権の数の割合であります。

第５号議案の反対率は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の数8,444,312個に対する、事前行使した株主及び当日出席の株主から各議案の賛否に関して反対を確認した議決権の数の割合であります。

また、第６号議案及び第７号議案の反対率は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の数8,505,867個に対する、事前行使した株主及び当日出席の株主から各議案の賛否に関して反対を確認した議決権の数の割合であります。

３．第８号議案は、第７号議案の承認可決が前提となっておりましたが、第７号議案が否決されたため、議案として取り上げておりません。

ニ．議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使した株主及び当日出席の株主から各議案の賛否に関して確認した議決権の数により、会社提案は可決、株主提案は否決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を加算しておりません。